

平成29年度第1回狭山市行財政改革推進委員会会議録

開催日時：平成29年8月3日（木）9時30分から11時30分まで

開催場所：市役所7階職員研修室

出席者：那須会長、手島副会長、金子委員、倉島委員、栗原委員、後藤委員、
常世田委員、外山委員、服部委員、廣川委員

欠席者：なし

事務局：北田総合政策部長、木村総合政策部次長（財政課長兼務）、
宮崎総合政策部次長（行政経営課長兼務）、松山主幹、佐野主任

傍聴者：なし

議 事

- (1) 平成29年4月1日の組織改正について
- (2) 「平成28年度 狭山市行財政改革指針 具体的実施項目の実施状況」について
- (3) 行政評価（事務事業評価・第三者評価）について
- (4) その他

〔要 旨〕

- (1) 平成29年4月1日の組織改正について
平成29年4月1日の組織改正の概要と趣旨等の説明を行った。
- (2) 「平成28年度 狭山市行財政改革指針 具体的実施項目の実施状況」について
具体的実施項目の設定の趣旨、報告書の内容及び見かたを説明した。
- (3) 行政評価（事務事業評価・第三者評価）について
市が行う行政評価（事務事業評価の第一次評価、第二次評価）は、平成30年度から手法を大きく変えて行うことを説明し、今後の行政評価のあり方、及び第三者評価のあり方等について、意見交換を行った。
これまでの行政評価には課題があること、課題を解決するために手法を変えて実施すること、及びその狙いについては、了承された。
新たな評価方法については、次回の委員会で、具体的な事例等を交えて再度説明し、改めて意見交換等を行うこととした。
第三者評価のあり方、実施方法等についても、新たな評価方法を確認したうえで、再度、審議検討することとした。
- (4) その他
「狭山市公共施設等総合管理計画（概要版）」を参考資料として配付した。

[議事についての質疑、意見等]

議事（１）平成29年4月1日の組織改正について

【資料1-1・1-2・1-3】により事務局から説明

委員：組織改正の視点は「市民ニーズ」、「業務の効率化」のどちらか。

事務局：その両方の側面から検討した。また、本年4月の改正は、平成28年4月を始期とした「総合計画・前期基本計画」を着実に進めるために組織の面から体制を整えるという趣旨もある。

委員：毎年5月に各部からのヒアリングを行い、次年度の組織改正の検討を始めるとのことだが、4月に改正があった部署に関して、5月の時点でその効果が測れるか。

事務局：5月の時点でその効果を測ることは難しい。組織の見直しについては、5月以降も継続して行うものであり、改正の目的や意図した効果が表れていない状況などは随時確認し、「方向性の修正が必要か」などの確認を行っている。必要な場合は、時期を問わず、検討の俎上に乗せることとしている。

委員：これまで独立した機関として設置していた「検査課」と「契約課」を統合した意図は。また、検査部門は独立性が求められると思うが問題はないのか。

事務局：契約検査課に配属される「検査員」は、これまでと変わらず、その技術や知識を備えた職員に対し個別に任命し、業務を明確に区分しているため、検査自体の独立性は保たれる。また、近年、両部門を統合する自治体も増加しており、課という組織上の単位として行わなければならない庶務事務などについて、統合することにより効率化が図られる。

委員：危機管理監、危機管理課については、自然災害や国民保護に係る危機などの所掌がより明らかになり、行政外部からのわかりやすさが図られたと感じる。

議事（２）「平成28年度 狭山市行財政改革指針 具体的実施項目の実施状況」について

【資料2】により事務局から説明

委員：行財政改革指針及び具体的実施項目の実施状況については、昨年度からスタートしたものであり、今後、その実施状況や内容について注視していく必要がある。

議事（３）行政評価（事務事業評価・第三者評価）について

【資料3】及び【パワーポイント】により事務局から説明

◇ これまでの行政評価には課題があったこと、及び新たな評価手法を導入すること（行政評価は、今後も継続して実施すること）について

委員：これまでの行政評価には改善すべき点があったことは、説明のとおり認められる。

委員：これまで狭山市が行っていた評価では「施策評価」と「事務事業評価」の観点が入り混じっていた。これを整理する必要がある。

委員：同様に、判断基準である「必要性」「有効性」「効率性」の判断すべきポイントが重複し、混在している。このことが、評価のわかりづらさ、評価者の混乱となっている。このことは、第一次評価、第二次評価、第三者評価の各段階において共通して言えることである。

委員：行政評価に、経営感覚を導入するという考え方は、必要なことであり、了承できる。むしろ、その導入は、遅いくらいである。

会長：行政が行う「第一次評価」、「第二次評価」については、基本的には市側の実施に対する方向性を了承すべきと思うがいかがか。

委員：異議なし

◇ 新たな手法（SWOT分析を応用した手法）について

委員：「施策の目標に対する事務事業の貢献度を測る」という点は、了承できる。

委員：「施策評価」であれば、経営判断を用いたSWOT分析の考え方は当てはまるが、「事務事業評価」のレベルでは困難であると思われる。

委員：行政経営という側面からは、SWOT分析の要素を取り入れることは妥当である。

委員：「事務事業」は、施策の方向づけに従い、位置づけられた役割を決まった定量、期間で実施することであり、数値等による「定量評価」が「事務事業評価」であると考え。このことから「方向性」や「必要性」の判断は、施策レベルの評価内容であり、事務事業評価のレベルでは適当ではない。

委員：「事務事業評価」を強化することこそが行政経営には必要なことではないか。毎年、第三者評価において指標の設定の甘さを指摘される事業がある。事務事業評価における「有効性」「効率性」などの評価区分を明確に切り分けて、充実させることが必要。

委員：「施策」に対する評価は「経営評価」であり、内容に精通した有識者でないと、評価すること事態が困難であると思われる。

事務局：SWOT分析の考え方を、そのまま「行政評価」に当てはめることは困難であることは理解している。新たに行おうとしている手法は、SWOT分析をそのまま取り入れるものではなく、この一年、検討を重ね、経営的判断ができる要素を行政評価に取り込む手法として独自に考案してきたものである。

また、評価対象は、あくまでも「事務事業」であり、「施策」という枠の中で、その目標に対して「求められる役割を演じられたかどうか」を評価しようとするものである。

委員：新たな手法においては、事務事業の進め方や、方向性について、所管課自

らが意見を言える意識や雰囲気、議論できる体制、また、その意見を経営層が取り入れるシステム、仕組づくりが必要。その体制ができれば、新たな評価方法は上手くいく。

委員：評価自体も大切であるが、評価の結果に基づき、どのように改善するかが大事。

委員：職員の意識改革が一番重要な点であると感じる。

委員：評価する側も、評価結果を見る市民にも、わかりやすい評価とすることが大切。評価すべきポイントや意見を集約しないと、内容が散漫になり、かえってわかりにくさを増長することにもなる。

委員：新たな手法が、実際に評価を行う事務事業の所管課に、わかりやすく受け入れられるものであることも重要。

委員：今後の評価では、市にとってプラスになる事業には「投資する」という感覚が必要。

会長：新たな評価方法については、改めて事務局から、具体的な事例を用いた説明を受け、再度検討することとしてはどうか。

委員：異議なし

◇ 今後の第三者評価のあり方について

委員：市が行う行政評価の手法が新たなものになるが、第三者評価の位置付けは、変わらないものであり、継続して行う意義はある。

(他、同様の意見多数)

委員：評価対象の選定方法については、これまでの第三者評価の実施状況と、新たな評価手法を踏まえつつ、改めて検討する必要があると思われる。

会長：先の議事において、市が行う新たな評価方法については、再度事務局から説明を受けることとしている。

これからの第三者評価の実施方法等についても、新たな評価手法を十分に理解したうえで、再度検討することとしてはどうか。

委員：異議なし

会長：第一次評価、第二次評価、そして第三者評価については、今後、よりよいものにするために、十分な審議を行うこととする

議事（４）その他

「狭山市公共施設等総合管理計画（概要版）」を参考資料として配布し、各地区等において説明会を行う旨の説明をした。

閉 会